

報道関係者 各位

平成29年11月10日

【照会先】

秋田労働局総務部総務課

総務課長 岩井 麻純

総務企画官 津川 光也

(電話) 018 (862) 6681 (内線 420)

職員の懲戒処分について

秋田労働局（局長 松本安彦）は、非違行為を行った職員に対し、行政の信用を大きく失墜させたとして、次のとおり、国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に基づく懲戒処分を行った。

事項	内容
事案の概要	当局職員が、平成26年5月に互助会名義の預金口座から、現金約150万円を横領する非違行為、平成24年度から29年度にかけて、秋田労働局総務部総務課の名義等を無断で使用し、金券約9,400万円を購入する非違行為、平成23年度及び平成27年度に、利害関係者等から約230万円を借り入れる非違行為を行った。
処分年月日	平成29年11月10日
被処分者の所属、役職段階及び処分量定	秋田労働局 公共職業安定所次長級職員 免職

〈参考〉

○国家公務員法第82条第1項第1号、第2項及び第3号（抜粋）

（懲戒の場合）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合